の欄を設ける。）。

8　日本に営業所を有する外国法人であって、日本における代表者が手続を行うときは、「【氏名又は名称】」の次に「【日本における営業所】」の欄を設けて、営業所の所在地を記載し、その次に「【代表者】」の欄を設けるものとする。

9　「【補足をする者】」の欄に記載すべき者が２人以上あるときは、次のように欄を繰り返し設けて記載する。

【補足をする者】
【識別番号】
【住所又は居所】
【氏名又は名称】
【補足をする者】
【識別番号】
【住所又は居所】
【氏名又は名称】

10　代理人が弁理士のときは、「【住所又は居所】」の次に「【弁理士】」と記載し、弁護士のときは、「【弁護士】」と記載する。また、代理人が弁護士・外国法事務弁護士共同法人のときは、「【代表者】」の次に「【代理関係の特記事項】」の欄を設けて、「業務を執行する社員は○○○○」のように業務を執行する社員の氏名を記載する。

11　代理人によるときであって本人が法人の場合にあっては、「【代表者】」の欄は不要とし、代理人によらないときは「【代理人】」の欄は設けるには及ばない。

12　「【代理人】」の欄に記載すべき者が２人以上あるときは、次のように欄を繰り返し設けて記載する。

【代理人】
【識別番号】
【住所又は居所】
【氏名又は名称】
【代理人】
【識別番号】
【住所又は居所】
【氏名又は名称】

13　「【補足対象書類名】」の欄には、「特許願」、「意匠登録願」、「手続補正書」のように補足をする書類名を記載する。

14　特許法第195条第８項ただし書、実用新案法第31条第５項ただし書若しくは第54条第７項ただし書、意匠法第67条第６項ただし書又は商標法第76条第６項ただし書の規定により、特定手続に係る手数料等を現金により納付した場合であって、納付書によるときは、事務規程別紙第４号の12書式の納付済証（特許庁提出用）を別の用紙にはる。

15　第19条第１項各号に掲げる物件を提出するときは、「【補足の内容】」の欄には、「代理権を証明する書面」、「代表者であることを証明する書面」のように物件名を記載する。

16　「（【提出日】　　令和　　年　　月　　日）」は、なるべく提出する日を記載する。

17　とじ方は左とじとし、容易に分離し、とじ直すことができるように例えばホッチキス等を用いてとじる。

18　その他は、様式第１の備考１、２、15及び16並びに様式第12の備考４と同様とする。

様式第32の２（第19条関係）

手　続　補　足　書

特許庁長官　殿

1　国際出願の表示
2　出願人（代表者）
（識別番号）
氏名（名称）
あ　て　名
国籍・地域
住　所
3　代理人
（識別番号）
氏　名
あ　て　名
4　補足対象書類名
5　補足の内容
6　提出物件の目録

〔備考〕

1　「国際出願の表示」の欄には、既に特許庁から国際出願番号の通知を受けている場合には、その番号を「ＰＣＴ／ＪＰ○○○○／○○○○○○」のように記載し、国際出願番号の通知を受ける前の場合には、その国際出願の提出日を日月年の順に「○○．○○．○○○○提出の国際出願」のように記載するとともに、書類記号（願書に記載されている場合に限る。）を併せて記載する。

2　「（識別番号）」の欄は、識別番号をなるべく記載するものとし、記載しないときは「（識別番号）」の欄は設けるには及ばない。

3　「氏名（名称）」は、自然人にあっては姓及び名を姓、名の順に記載し、また、法人にあってはその名称を記載する。

4　「あて名」は、「日本国、何県、何郡、何村、大字何、字何、何番地、何号」のように詳しく記載するとともに、郵便番号を記載する。

5　「あて名」は、出願人、代表者、代理人又は復代理人各人ごとに１つのあて名のみを記載する。

6　氏名若しくは名称又はあて名には、これらの音訳又は英語への翻訳をローマ字を用いて併記する。

7　「国籍・地域」は、出願人又は代表者がその国民である国・地域名を記載する。

8　「住所」は、出願人又は代表者がその居住者である国・地域名を記載する。

9　国・地域名を記載する場合においては、特許庁長官が指定する国・地域の名称を日本語及び英語により表示する。

10　「代理人」の欄には、その氏名の記載に併せて、その氏名の前に「弁護士」、「弁理士」又は「法定代理人」のうち該当するものを記載する。また、「復代理人」の欄を設ける場合には、その氏名の記載に併せて、その氏名の前に「弁護士」又は「弁理士」のうち該当するものを記載する。

11　代理人によらないときは「代理人」の欄を設けるには及ばない。

12　「補足対象書類名」の欄には、「願書」のように補足をする書類名を記載する。

13　国際出願法第18条第３項において準用する特許法第195条第８項ただし書の規定により、特定手続に係る手数料を現金により納付した場合であって、納付書によるときは、事務規程別紙第４号の12書式の納付済証（特許庁提出用）を別の用紙にはるものとし、納付情報によるときは、「５　補足の内容」の欄の次に「６　納付番号」の欄を設けて、納付番号を記載する。

14　「補足の内容」の欄には、「代理権を証明する書類」のように物件名を記載する。

15　その他は、様式第１の備考１から３まで及び15から17まで並びに様式第32の備考１と同様とする。